

犬の登録制度と狂犬病予防注射について

～あなたの大切な愛犬や家族などのために～

狂犬病は、発症すると助からない人獣共通の恐ろしい感染症です。海外の多くの国では、現在も狂犬病により毎年4～5万人が尊い命を落としています。最近では人や動物の国際的な往来が盛んになっている為、海外から狂犬病が侵入し、国内で発症して広がる可能性は否定できません。しかし、犬への狂犬病予防注射を徹底的に行うことで、流行を防ぐことができるのです。

あなたの大切な愛犬や飼い主だけでなく、あなたから広がる地域社会全体の安全のためにも、必ず一年に一回の狂犬病予防注射を受けましょう。

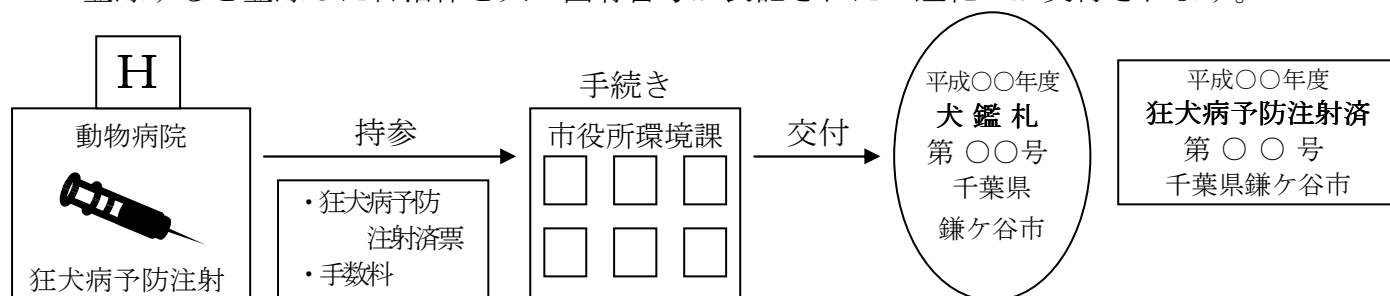
◎登録は生涯1回、予防接種は毎年1回！！

生後3ヶ月（91日）以降の飼い犬は、狂犬病予防法に基づいて登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（年1回）を受けることが義務付けられています。

（登録及び注射をしない飼い主は法律により、処罰されます。）

～登録の仕方～

登録すると登録した自治体と犬の固有番号が表記された“鑑札”が交付されます。



狂犬病予防注射は生後91日以降に1度接種し、次からは毎年4月から6月までの間に受けることが法律で定められています。予防注射を受けたら市役所で注射済票の交付を必ず受けましょう。

登録が済んだら犬には必ず鑑札と注射済票を付けてください。鑑札等が付いていれば、どこで保護されても飼い主がすぐに判明します。

◎予防接種の集合会場で、登録ができます！！

市では、毎年4月に集合注射を市内22ヶ所の公共施設などで行っています。

（広報・ホームページで場所、日時等は案内）

集合予防注射の場合は、狂犬病予防注射の接種、登録、注射済票交付の全ての手続きがその場でできます。

※登録済の方には、毎年3月末頃に『狂犬病予防注射通知票』（集合注射の案内）が送付されます。

※他市町村からの転入の場合は、事前に鎌ケ谷市役所で登録変更等を済ませてからお越し下さい。

犬の登録等手数料一覧表

A. 新規登録手数料	3, 000円
B. 狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
C. 集合注射での注射料金	2, 800円
※動物病院での注射料金（個別）	病院により料金は異なります。
《料金例》		
①新規登録（集合注射）	A+B+C = 6, 350円
" （個別注射）	A + B = 3, 550円（注射別途）
②登録済み（集合注射）	B+C = 3, 350円
" （個別注射）	B = 550円（注射別途）

◎登録諸変更

- 飼い主・住所などに変更があった場合は、30日以内に環境課に届け出をしてください。
- 転入の方は、現在所有している鑑札を持参のうえ、登録事項変更届出書を記入し、新鑑札と旧鑑札を交換（無料）します。
- 転出の方は、転出先の担当課へ鑑札を持参し、手続きを行なってください。
- 死亡した場合は、30日以内に鑑札・注射済票を持って、届出をしてください。

《飼い主としてのマナー・責任》

1・放し飼いの禁止

犬の放し飼いは千葉県犬取締条例で禁止されています。犬は鎖などでつなぐか、囲いの中に入れて飼わなければなりません。放し飼いは他人に危害を加えるおそれのあるほか、犬自身が病気や事故にあう危険性もあるので、絶対にやめましょう。散歩の時は、引き綱をつけて出かけ、決して放さないでください。

2・ふん尿の後始末

犬に公の場や他人の敷地内で排泄させるような迷惑行為はやめましょう。散歩とトイレを切り離して行うようにしつけをし、犬が散歩中に排泄した場合は、責任をもって必ず持ち帰りましょう。

※犬のふんの後始末等でお困りの方は環境課にて啓発用看板を配布しています。

3・不妊・去勢手術について

犬や猫は自分自身で子供が生まれることをコントロールできません。子犬・子猫が生まれたら困る方、生まれても育てられない方は、捨て犬、捨て猫を減らすためにも不妊・去勢手術をしましょう。

★動物（ペット）は大事な家族の一員です。愛情を持って接し、責任をもって最後まで世話をしてあげてください。

《犬の飼い方Q&A》

Q 1 : もし、鑑札や注射済票を紛失等でなくしてしまったら…?

A 1 : 鑑札や注射済票の再発行は、環境課窓口で受け付けています。

料金	犬の鑑札再交付手数料	1, 6 0 0 円
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	3 4 0 円

Q 2 : 犬の避妊・去勢手術をしたいのですが、助成制度はないのですか?

A 2 : 現在、鎌ヶ谷市では助成制度はありません。ただし毎年、県獣医師会では動物愛護週間（9月20日～26日）に不妊・去勢手術の一部助成金の募集をしています。ご利用ください。

Q 3 : 犬が行方不明になった時は…?

A 3 : 最寄りの警察署、県動物愛護センター及び市役所にお問合せください。情報が入り次第、連絡します。首輪・鑑札等がついていないと発見は難しく、野犬として処理されることもあります。必ず、首輪に鑑札・注射済票をつけましょう。

Q 4 : 飼い犬が人を噛んでしまったら…?

A 4 : 万が一飼い犬が人を噛んでしまったら、速やかに習志野健康福祉センター（習志野保健所）に届け出をして指示に従ってください。

Q 5 : やむを得ず犬や猫が飼えなくなったら…?

A 5 : 責任を持って新しい飼い主をさがしてあげてください。引き取り・相談等は県動物愛護センターで行なっています。詳しくは直接センターへお問合せください。
※動物を捨てることは法律で禁止されています。ぜったいにやめましょう!

◆各種相談一覧◆

●犬に関する苦情・相談等	習志野健康福祉センター(習志野保健所) 047-475-5151 (習志野市大久保 5-7-14)
●犬の登録や狂犬病予防注射に関すること	鎌ヶ谷市役所 環境課 047-445-1141 (内 255・258)
●野良犬の捕獲 ●犬、猫の引き取りや飼い主探し ●犬のしつけ方教室(月1回)	千葉県動物愛護センター東葛飾支所 04-7191-0050 (柏市高柳 1018-6)
●犬が行方不明になったとき ●犬を保護したとき	千葉県動物愛護センター東葛飾支所 鎌ヶ谷警察署(会計課) 047-444-0110 鎌ヶ谷市役所 環境課
●火葬関係 (犬が死んでしまったら…)	クリーンセンターしらさぎ 047-443-5300 (持ち込みのみ: 1頭あたり 1, 575円) ※遺骨がほしい方は、民間業者へお問合せください
●犬猫の不妊去勢手術の一部助成	千葉県獣医師会(千葉市中央区 463-3) 043-232-6980 ※年1回動物愛護週間(9/20~26)に募集しています